**５　退学・学齢超過**

(1)　退学になる場合

　　ア　外国にある学校へ入学する場合

　 イ　児童自立支援施設・少年院へ移った場合

　　ウ　居所不明の場合

エ　その他

(2)　退学の手続き

　　 市町教育委員会からの「異動通知書」により除籍する。

　　ア　外国にある学校へ入学する場合‥‥求めに応じて指導要録の写しを送付する。 イ　児童自立支援施設・少年院へ移った場合‥‥求めに応じて指導要録の写しを送付する。

ウ　居所不明の場合‥‥出校しなくなった日から１年間は長期欠席とし、それ以後は市町教育委員会の指示を受けて退学とし、除籍する。

　(注) 児童生徒死亡の場合‥‥指導要録の「転学・退学等」の欄に死亡した年月日、その事由等を記入する。

(3)　学齢超過

ア　就学義務

(ｱ)　就学義務が猶予された場合‥‥‥満15歳に達した年の学年の終わりとともに就学義務はなくなる。

(ｲ)　学齢児童が、満12歳に達した年の学年の終わりまでに小学校の課程を修了しない場合でも、保護者は、児童が満15歳になった年の学年の終わりまでは、小学校に就学させる義務がある。

イ　学習の継続

(ｱ)　学齢超過児童生徒の保護者から、その希望があれば、市町教育委員会の許可を得て就 学することができる。

(ｲ)　中学校へ入学の時、すでに満15歳を超えている場合は、市町教育委員会の入学許可を必要とする。

(ｳ)　中学校に在籍中に満15歳を超えた場合は、改めて許可を受ける必要はない。